平成２４年（フ）第１１７号
静岡県浜松市中区木戸町17番８号　セブンヒルズ205
債務者　ヤマグチ　チアゴ　ビエイラ（ＹＡＭＡＧＵＣＨＩ　ＴＨＩＡＧＯ　ＶＩＥＩＲＡ）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
静岡県浜松市南区飯田町694番地の１　ハイツたかはしⅢ　Ｂ07、前住所静岡県浜松市南区飯田町645番地の１
債務者　水谷　謙司
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
愛知県豊橋市二川町字南裏95番地２　202
債務者　平田美智子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６４号
愛知県知立市上重原町己ノ池30番地１　シャトレー知立ガーデン903号、破産申立時の住所愛知県豊橋市大岩町字行田４番地17
債務者　早川　百合
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第６２号
釧路市大楽毛３丁目７番30号　ハイツ幸203
債務者　村上　　茂
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１０４号
長野県小諸市甲1464番地40
債務者　小林恵美子（旧姓石谷）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第７号
長野県小諸市丙791番地１　市営住宅709号
債務者　林　　光春
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月20日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第６６９号
岡山市東区宝伝3802番地
債務者　豊田　照正
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７０号
岡山市東区宝伝3802番地
債務者　豊田由美子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３３号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目２番12号
債務者　久保友希代
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５号
大分県豊後大野市緒方町冬原1202番地
債務者　渡邉　修成
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第１９号
沖縄県沖縄市与儀１丁目４番36号　ディアコートネオ206号室
債務者　親田　龍弘
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３９号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目19番17―1002号　プレミスト宜野湾グランレーベル
債務者　仙頭　武則
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１８４０号
大阪市北区長柄東２丁目４番１―610号
債務者　小倉トシ子（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８６０号
大阪府東大阪市近江堂３丁目１番４―120号
債務者　越中谷　翔
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部